

社労士法人あおぞら ニュースレター

2026年1月 Vol.108

今月の内容

- ◆労働保険料の口座振替をおススメします
- ◆労働者10人以上の事業場では、「安全衛生推進者(衛生推進者)」の選任を

労働保険料の口座振替をおススメします

労働保険料の納付書が納付期限ギリギリに届いて慌てたという経験をお持ちではないでしょうか？
口座振替納付に切り替えることで、このようなことが無くなるとともに、他にも大きなメリットがあります。以下、労働保険料の口座振替についてご紹介します。

(★今年は2月25日までに手続きが完了すれば、7月の納付に間に合います。)

<口座振替のメリット>

◎ 保険料の引き落しに 最大約2ヵ月 ゆとりができます。

	全期又は第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替による納付日	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

- ◎ 保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く手間が無くなります。
- ◎ 手数料は無料です。
- ◎ 引き落しの約2~3週間前にお知らせ（ハガキ）が届きます。
- ◎ 引き落し後に、引き落し結果のお知らせ（ハガキ）が届きます。



<口座振替の申し込み方法・期限>

▼申込用紙に必要事項をご記入のうえ、金融機関の窓口にご提出ください。

▼申込用紙は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

厚生労働省 労働保険 口座振替

▼令和8年度（全期又は第1期）からのお申込みは、**2月25日（水）まで**にご提出ください。
(申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。)

[各期の申込締切日・口座振替日]

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期又は第1期	申込締切日 2月25日							口座振替 納付日 9月6日					
第2期							申込 締切日 8月14日			口座振替 納付日 11月14日			
第3期								申込 締切日 10月14日			口座振替 納付日 2月14日		

【注】日付は年によって前後することがあります。

労働者 10 人以上の事業場では、 「安全衛生推進者(衛生推進者)」の選任を

常時 10 人以上 49 人以下の労働者（パートや派遣社員等を含む）を使用する事業場では、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任する必要があります。

《安全衛生推進者・衛生推進者の選任》

	業種	規模
安全衛生推進者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業 … ①	常時使用する労働者数が 10 人以上 49 人以下の事業場
衛生推進者	上記以外の業種 … ②	

*50 人以上 99 人以下の事業場は、以下の選任が必要です。

①の業種…安全管理者、衛生管理者、産業医。 ②の業種…衛生管理者、産業医。

《安全衛生推進者・衛生推進者の要件》（以下のいずれかの要件を満たす方から選任）

- ⑦ 安全衛生推進者・衛生推進者の養成講習を修了した者
- ① 大学又は高等専門学校を卒業した後、1 年以上安全衛生（衛生推進者にあっては衛生。以下同じ。）の実務経験がある者
- ⑦ 高等学校又は中等教育学校を卒業した後、3 年以上安全衛生の実務経験がある者
- ⑤ 5 年以上安全衛生の実務経験がある者
- ⑩ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の資格を有する者

《安全衛生推進者・衛生推進者の担当業務》

- ⑦ 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- ① 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- ⑦ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- ⑨ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ⑩ その他労働災害を防止するために必要な業務

* 卫生推進者が担当するのは、上記のうち衛生に関する業務に限ります。

あおぞらスタッフだより

あけましておめでとうございます。

2026 年は国際的スポーツイベントが多く行われる、スポーツ観戦

好きの私にとって、とても楽しみな一年です♪ ビール片手にテレビ観戦…

ばかりではなく、私も体を動かして心身共に健康に過ごすことが今年の抱負です！ [水]

